



[財務部] 第5回金融仲介・地方創生高度化推進会議を開催しました No.4

財務部は6月17日、金融機関等、有識者および行政機関を構成メンバーとする「第5回金融仲介・地方創生高度化推進会議」を開催しました。本会議は、沖縄の地域企業・経済の発展、地方創生の実現に向け、官民が一体となって取り組む事項を明確化し、金融仲介機能を高度化する方策などについて、取りまとめることを目的としたものです。

今回の会議では、昨年11月開催の第1回会議から本年4月開催の第4回会議までの議論を踏まえ、金融仲介機能の高度化戦略として、中小企業の本業である営業キヤッショフローの増強やキャッシュレス及びICTといった新しい技術を活用した生産性（付加価値）向上の取組み方策のほか、金融機関、中小企業支援機関、地方公共団体及び国機関などの強みを発揮できるネットワークの構築を図るなど、沖縄総合事務局として地方創生に積極的に貢献していく方針などを整理しました。

本会議では、本高度化戦略で実現を目指している、企業の生産性向上が図られ、地域経済の発展・地方創生に波及するといった好循環を作りました。



会議の様子

表 六次産業化・地産地消法に基づく認定事業計画
(認定日:平成31年3月29日)

分野	分野
農業生産法人株式会社 マルシェ沖縄(西原町)	かんしょの通年収穫体制 構築と新商品開発
株式会社日本バイオテック (糸満市)	養殖生産体制の確立による「ぶちぶち海ぶどう」ブランド確立と年間を通じた安定生産、安定出荷による収益性の改善
トロピカルファームちゅらび 城間 正守(南城市)	パッショングルーツ「ちゅうちゅう」等を活用した果樹などの加工・販売推進事業

六次産業化・地産地消法とは、地域資源を活用した農林漁業者などによる新事業の創出などを促進するため、農林漁業者及びその組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人を含む。）が主体的に行う新事業の創出などの取組に対して支援を行う法律です。農林水産部では、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化・地産地消法）」に基づく総合化事業計画を3件認定し、4月15日に沖縄総合事務局において認定証交付式を行いました。



認定証交付式の様子



[農林水産部] 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定について ～農林漁業者による地域資源を活用した新事業創出を支援～ No.5

農林水産部では、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化・地産地消法）」に基づく総合化事業計画を3件認定し、4月15日に沖縄総合事務局では、計画の目標達成に向けて支援してまいります。農林漁業者が所得の向上を目指し、自らが生産するかんしょ（紅芋）や海ぶどう、パッショングルーツなどを活用して新商品開発や地域ブランド化、販路拡大に取り組むものです。沖縄総合事務局では、計画の目標達成に向けて支援してまいります。6次産業化に関する相談は、「沖縄県6次産業化サポートセンター」でも受け付けておりますので、お気軽にお問合せください。

◎沖縄県6次産業化サポートセンター
電話098-859-7540

財務部金融監督課
☎098-866-0095

農林水産部食料産業課
☎098-866-1673